

下請中小企業振興法の一部改正に伴う支援措置について

中小企業庁取引課
平成25年8月

下請中小企業・小規模事業者の自立化に向けた取組を支援します！

特定下請連携事業計画

下請中小企業者等が、連携して行う取引先の開拓を図る取組を対象とする「特定下請連携事業計画」の認定制度を創設しました。

「特定下請連携事業計画」の認定を受けると、以下のような支援措置が受けられます。

支援措置

- ① 下請中小企業・小規模事業者自立化支援対策費補助金 25年度予算額 7億円の内数
【下請中小企業自立化基盤構築事業】 (補助上限額2000万円、補助率2/3)
- ② 日本政策金融公庫による低利融資制度(企業活力強化資金)
- ③ 中小企業信用保険法の特例
- ④ 中小企業投資育成株式会社法の特例

※補助事業等の支援措置は、法認定を受けた後に別途審査を行った上で決定されます。

対象となる事業者

下請中小企業者等

下請中小企業振興法とは

下請中小企業の経営基盤の強化を効率的に促進するための措置を講ずるなどにより、下請中小企業の振興を図るもの。

法改正の背景

- 親事業者の海外展開や国内での集約化等が進み、下請中小企業は厳しい状況に直面。
- 他方、顧客の需要に対応した商品・サービスの提供（課題解決型ビジネス）を行う下請中小企業の業況は比較的好調である。
- 下請中小企業が、課題解決型ビジネスの展開に向けた新事業活動を行うことにより、自立的に取引先の開拓を図ることが急務



下請中小企業者等が、連携して行う取引先の開拓を図る取組を対象とする「特定下請連携事業計画」の認定制度を創設し、各種支援措置により下請中小企業の振興を図る。

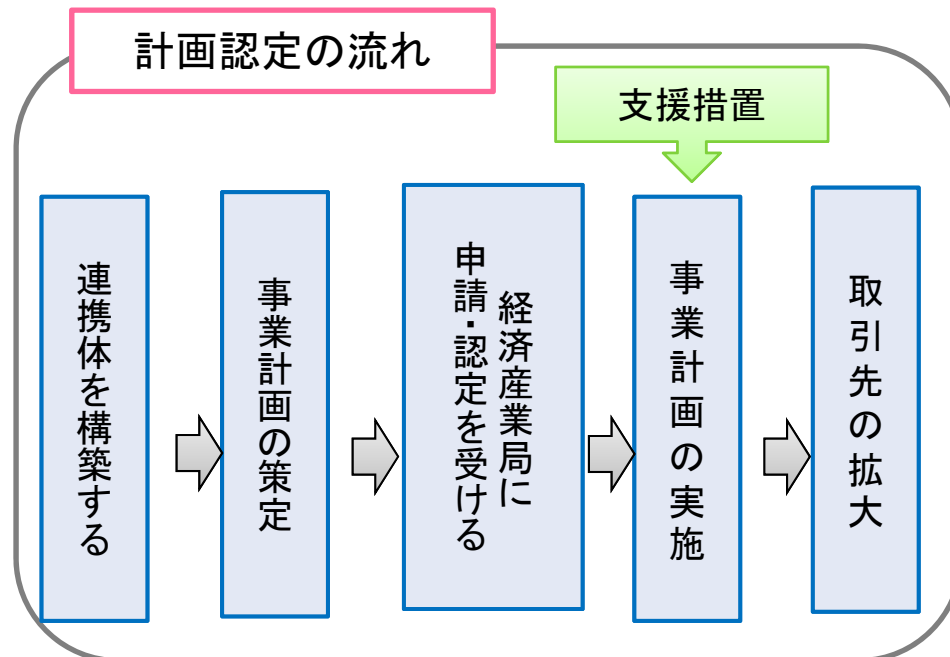
特定下請連携事業計画認定制度(法第8条)

2以上の特定下請事業者(※1)が、有機的に連携し、新製品の開発や新たな生産方式の導入等の新事業活動を行うことにより、既存の親事業者以外の者との取引を開始・拡大することで、特定の親事業者への依存の状態の改善を図る「特定下請連携事業計画」を作成し、国の認定を受けたものについて、金融上の助成措置等の支援(※2)を講じるものです。

※1 特定下請事業者とは、「下請事業者のうち、その行う事業活動についてその相当部分が長期にわたり特定の親事業者との下請取引に依存して行われている状態として経済産業省令で定めるものにあるもの」をいいます。

※2 補助事業等の支援措置は、法認定を受けた後に別途審査を行った上で決定されます。

計画認定の流れ



計画認定のポイント(予定)

- ・組織体制
 - ・リーダーシップ
 - ・課題解決型ビジネス
- 等が事業計画上明確になっていることが必要です。

連携活動を行うにあたっての参考資料

中小企業連携ナビ(平成25年6月14日)

<http://www.meti.go.jp/press/2013/06/20130614002/20130614002.html>

問い合わせ先

中小企業庁取引課
各経済産業局中小企業課

☎P12参照

特定下請連携事業計画の対象となる者

対象となる事業者

下請中小企業振興法の下請事業者とは・・・

中小企業者のうち、

- ①法人にあつては、資本金の額若しくは出資の総額が自己より大きい法人又は常時使用する従業員の数が自己より大きい個人から委託を受けて役務等を実施する者
- ②個人にあつては、常時使用する従業員の数が自己より大きい法人又は個人から委託を受けて役務等を実施する者

計画を実施する連携参加者の分類

名称	対象となる者
特定下請事業者	前事業年度又は前年度において一の特定親事業者への取引依存度が20%以上の下請事業者
特定会社	特定下請事業者が資本金の額又は出資の総額の1/2以上を出資している会社
共同事業者	特定下請連携事業を共同で行う特定下請事業者以外の者 (大企業含む事業実施に協力する者)
協力者	特定下請連携事業の実施に協力する一般社団法人、一般財団法人その他の者 (例:各県支援センター、商工会議所等)

下請中小企業振興法第9条関係

- ①特定下請連携事業の目標、内容及び実施時期、特定下請連携事業のために当該共同事業者又は協力者が提供する経営資源の内容が振興基準に照らして適切なものであること。
- ②特定下請連携事業に係る新たな事業活動を行うことにより、特定親事業者以外の者との下請取引その他の取引の開始又は拡大を通じて、当該特定下請事業者のそれぞれの事業活動において特定下請取引への依存の状態の改善が行われるものであること。
- ③特定下請連携事業の内容及び実施時期、経営資源の内容、事業実施に必要な資金の額及びその調達方法が事業を確実に遂行するため適切なものであること。

振興基準について

- 目標: 参画する特定下請事業者が事業計画期間内に特定親事業者への取引依存度を年1%以上低下させること。
- 内容: 以下の内容の記載が必要。
 - ①組織体制の明確化
 - ②中核となる者の存在
 - ③課題解決型ビジネス(取引先のニーズ・課題の把握、複数企業の技術・ノウハウ等の組み合わせ、顧客に対する企画・提案)

目的

- ・サプライヤー中小企業(下請中小企業)が連携して課題解決型ビジネスを実施するに当たって、これまでのノウハウの蓄積がないため、各社、試行錯誤で行っている。
- ・このため、実際の活動事例を整理し、新たに活動を始める際や、活動の中で立ち止まった際に参考になる「連携ナビ」を作成。
- ・主にサプライヤー中小企業(下請中小企業)の経営者が活用することを想定。支援機関が連携へ支援する際にも活用可能。
- ・具体的な事例を多く盛り込み、わかりやすく、イメージのわきやすいものとしている点がポイント。

連携ナビのポイント

連携活動を行うにあたっては、以下の点を踏まえ、連携の枠組み構築や事業計画の策定・実施を行うことがポイント

1. 組織体制

一つの事業主体として活動できるよう明確な目的・事業方針をメンバー間で共有し、事業戦略を定め、規約等において対内的、対外的な役割分担を明確にしている。

具体的事例:

立ち上げ期に、経営者相互で保有技術、設備等の擦り合わせの勉強会を実施。「苦労しても取組むことの意識づけ。技術的な相違を克服して、相互の技術ノウハウ・保有設備を見せ合うこと」が可能になった。

2. リーダーシップ

事業計画の立案、実施に当たって主導的な役割を取る者(リーダー)が存在。リーダーは、個々のメンバーの意見を十分に聞くことと、方針に従って実行していくことの両方のバランスを取りつつ事業を進めている。

具体的事例:

約100社の会社が集まっているので、意見を集約するのは難しい。このため、納得させつつ、ぐいぐい引っ張っていける人がいることが重要。

3. 課題解決型ビジネス

ノウハウ等の共有・向上に向けた取組(知識連携)と、実際の取引獲得のための取組(取引連携)を組み合わせ、グループとして持続的に取引獲得に向けた活動を行うとともに、下請事業者それぞれの事業活動(本業)においても効果があるものとして、以下の活動を行っている。

- ①受注を待ちの姿勢で行うのではなく、市場・顧客との情報交換を通じて、取引先の課題・ニーズを把握している。
- ②自社及びグループメンバーの強み・弱みを分析し、複数の企業の技術・ノウハウ等の組み合わせによる相乗効果を発揮して、課題解決の幅を拡大している。
- ③顧客に対して、企画・提案を実施し、取引を獲得している。

具体的事例:

- ・連携グループで活動することで、地域の幅広い業種の企業から相談が来るようになり、業種を超えたつながりや、新たな案件の実現につながった。
- ・引き合い時の窓口を輪番制にし、メンバー企業が互いの技術・ノウハウを共有することで、試作開発の引き合いに対して、担当企業の決定や多様な課題に対するソリューションの提供等での迅速な対応を可能としている。

下請中小企業・小規模事業者自立化支援事業 7.0億円

支援措置①

事業の内容

事業の概要・目的

○円高の継続、新興国企業とのコスト競争などを背景として、親事業者の生産拠点の海外移転や国内での集約化等が進み、製造業の下請事業者を中心に受注が減少するなど、厳しい状況に直面しています。

○そのため、既存の親事業者との取引の減少に対応できるよう取引関係を多様化して、経営の安定や従業員の雇用の維持を図るため、取引先のニーズを把握した上で対応するための企画・提案力等を獲得し、取引の拡大を図る取組を支援します。

条件（対象者、対象行為、補助率等）



下請中小企業・
小規模事業者等

補助(2/3)

問い合わせ先

中小企業庁取引課
各経済産業局中小企業課

☎P12参照

事業イメージ

1. 下請小規模事業者等新分野需要開拓支援事業

○親事業者の生産拠点が閉鎖された、または閉鎖が予定されている地域の下請小規模事業者等が行う、新分野への進出等による取引先の多様化のための設備導入・展示会出席等の費用を補助します。（補助上限500万円、補助率2/3）

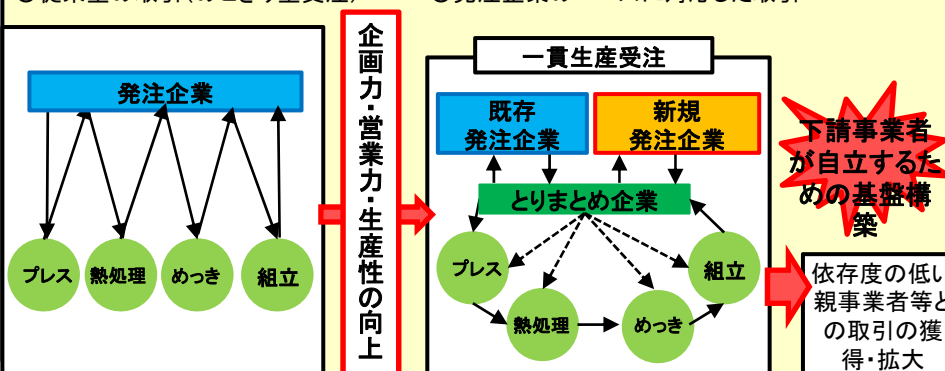
2. 下請中小企業自立化基盤構築事業

○改正下請中小企業振興法の認定を受けた事業計画について、中小企業グループが、メンバー相互の経営・技術のノウハウを活用して行う、下請構造からの自立化のための取組に対し、連携体構築に係るソフト事業、共同受注用の生産工程管理システムの構築・設備導入・展示会出席等の費用を補助します。（補助上限2,000万円、補助率2/3）

<下請中小企業自立化基盤構築事業のイメージ>

○従来型の取引(のこぎり型受注)

○発注企業のニーズに対応した取引



日本政策金融公庫による低利融資制度（企業活力強化資金）

支援措置②

下請中小企業振興法の特定下請連携事業計画の認定を受けた連携グループが日本政策金融公庫の低利融資を受けることができます。

	国民生活事業	中小企業事業
貸付対象	下請中小企業振興法(昭和45年法律第145号)第8条の規定に基づき特定下請連携事業計画の認定(変更認定を含む)を受けた連携体を構成するもの	
貸付使途	貸付対象に掲げる者が、認定計画の実施のために必要とする設備資金及び(長期)運転資金	
貸付限度	設備資金:7,200万円 ⇒店舗改装、機械・器具・備品等の購入など 運転資金:4,800万円 ⇒仕入資金、買掛決済資金、賞与資金など	設備資金:7億2千万円 ⇒工場の建設、機械の取得など 長期運転資金:2億5千万円 ⇒売上増加などに対応するための借入期間1年以上の資金など
貸付期間	設備資金:20年以内。 運転資金:原則5年以内。特に必要と認められる場合7年以内。	設備資金:20年以内。 長期運転資金:原則5年以内。特に必要と認められる場合7年以内。
貸付利率	特別利率③	基準利率。ただし、2億7千万円を限度として特別利率③
据置期間	設備資金:2年以内。 運転資金:1年以内。特に必要と認められる場合は3年以内。	設備資金:2年以内。 長期運転資金:1年以内。特に必要と認められる場合は3年以内。

貸付期間	国民生活事業	中小企業事業	
	特別利率③	基準利率	特別利率③
6年以内	1.15	1.70	0.80
8年以内	1.25	1.80	0.90
9年以内	1.35	1.90	1.00
11年以内	1.45	2.00	1.10
13年以内	1.55	2.10	1.20
14年以内	1.65	2.20	1.30
16年以内	1.75	2.30	1.40
17年以内	1.85	2.40	1.50
19年以内	1.95	2.50	1.60
21年以内	2.05	2.60	1.70

問い合わせ先

中小企業庁取引課
☎03-3501-1669

日本政策金融公庫
(中小企業事業/国民生活事業)
事業資金相談ダイヤル
☎0120-154-505

(金利改定:平成25年8月9日)

<参考>日本政策金融公庫HP

中小企業信用保険法の特例

中小企業者が金融機関から融資を受ける際、信用保証協会が債務保証をする制度で、保証の特例を受けるためには、特定下請連携事業計画の認定を受ける必要があります。特例措置の具体的内容は次のとおりです。

普通保証、無担保保証、特別小口保証の限度額の別枠化

普通保証、無担保保証、特別小口保証に加えて、それぞれさらに別枠で同額の保証を受けることができます。

【保証限度額】			+	【別枠】	
普通保証	企業	2億円			2億円
	組合	4億円	4億円		
無担保保証	8,000万円			8,000万円	
特別小口保証	1,250万円			1,250万円	

新事業開拓保険の限度枠の拡大

【保証限度額】			→	【枠拡大】	
新事業開拓保証	企業	2億円			4億円
	組合	4億円	6億円		

問い合わせ先

(社)全国信用保証協会連合会業務部 ☎03-6823-1200
各都道府県等の信用保証協会

中小企業投資育成株式会社法の特例

中小企業投資育成株式会社が中小企業者の株式、新株予約権、新株予約権付社債の引受け等を行うことにより、資金調達を支援します。特例を受けるためには、特定下請連携事業計画の認定を受ける必要があります。

対象者

資本金の額が3億円以下の株式会社または資本金の額が3億円以下の株式会社を設立しようとする方。

なお、特例による新規投資の場合は、資本金の額が3億円を超えるものであっても投資対象となります。

支援内容

以下の支援を受けることができます。(投資に際しては、投資育成会社による審査があります。)

投資事業

- ①株式会社の設立に際して発行される株式の引受け
- ②増資に際して発行される株式の引受け
- ③新株予約権の引受け
- ④新株予約権付社債の引受け

育成事業

投資先企業に対して、経営相談、ビジネスマッチング、株式上場支援、セミナー・情報提供等の支援を行います。

問い合わせ先

東京中小企業投資育成(株) ☎03-5469-1811
名古屋中小企業投資育成(株) ☎052-581-9541
大阪中小企業投資育成(株) ☎06-6459-1700

今後のスケジュール(予定)

特定下請連携事業計画

8月中
法認定に係る相談を随時実施

法律

9月20日
法認定申請の開始(予定)

9月末～10月初旬
第一次申請締切り

10月上旬
認定事業の決定(公表)

下請中小企業自立化基盤構築事業

8月中
事前説明会実施

補助金

9月上旬～中旬
公募開始

9月末～10月初旬
公募締切り

10月上旬
第3者委員会による審査

10月中旬
採択事業の決定(公表)

申請先

各経済産業局中小企業課 ☎P12参照

※現時点で予定しているスケジュールのため、変更となる場合があります。

※法認定を受けた計画全てが補助事業として採択されるのではなく、補助事業については別の申請及び審査を経た上で、採択事業が決定されますのでご注意ください。

問い合わせ先

名称及び担当課	所在地及び連絡先電話番号	所轄する都道府県名
経済産業省 中小企業庁 事業環境部 取引課	TEL: 03-3501-1669	申請資料の提出は、事業実施場所を管轄する経済産業局へご提出ください。
北海道経済産業局 産業部中小企業課	〒060-0808 札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎 TEL: 011-709-3140	北海道
東北経済産業局 産業部中小企業課	〒980-8403 仙台市青葉区本町3-3-1 仙台第1合同庁舎 TEL: 022-221-4922	青森県・岩手県・宮城県 秋田県・山形県・福島県
関東経済産業局 産業部中小企業課	〒330-9715 さいたま市中央区新都心1-1 さいたま新都心合同庁舎1号館 TEL: 048-600-0321	茨城県・栃木県・群馬県 埼玉県・千葉県・東京都 神奈川県・新潟県・長野県・山梨県・静岡県
中部経済産業局 産業部中小企業課 下請代金検査官室	〒460-8510 名古屋市中区三の丸2-5-2 TEL: 052-951-0400	愛知県・岐阜県・三重県 富山県・石川県
近畿経済産業局 産業部中小企業課 下請取引適正化推進室	〒540-8535 大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館 TEL: 06-6966-6037	福井県・滋賀県・京都府 大阪府・兵庫県・奈良県 和歌山県
中国経済産業局 産業部中小企業課	〒730-8531 広島市中区上八丁堀6-30 広島合同庁舎2号館 TEL: 082-224-5661	鳥取県・島根県・岡山県 広島県・山口県
四国経済産業局 産業部中小企業課	〒760-8512 高松市サンポート3-33 高松サンポート合同庁舎7階 TEL: 087-811-8529	徳島県・香川県・愛媛県 高知県
九州経済産業局 産業部中小企業課	〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎 TEL: 092-482-5450	福岡県・佐賀県・長崎県 熊本県・大分県・宮崎県 鹿児島県
内閣府沖縄総合事務局 経済産業部中小企業課	〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎2号館9階 TEL: 098-866-1755	沖縄県